

令和8年度第1回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和8年4月9日

場所 東北町北総合運動公園
2階 会議室

令和8年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和8年4月9日(木) 午後3時30分

3. 閉会日時 令和8年4月9日(木) 午後4時20分

4. 出席農業委員(14名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	6番	小野寺正八
7番	鶴ヶ崎勝也	8番	中野一男
9番	蛭名修二	10番	蛭名勲
12番	甲地俊隆	13番	甲地武彦
14番	藤井久	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(1名)

11番 久保田正一

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

小川原	市川裕美	旭町	蛭名香織
漆玉	岡山伴樹	表町	山田昭二

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

土橋 土井文隆

8. 会議に付した案件

報告第 1 号	農業委員会事務局職員の異動について
報告第 2 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 3 号	農地等の現況に関する照会について
報告第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号	東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について
議案第 4 号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
議案第 5 号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について

9. 議事録署名委員

2 番 竹 内 勝 子 3 番 沼 尾 京 子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲 地 徳 彦 事務局次長 岡 山 貴 栄
主 査 上 野 智 佳

11. 書記

事務局次長 岡 山 貴 栄

事務局次長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」着席願います。
只今から、3月26日に招集通知しました第1回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、14名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。
本日、11番久保田正一委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

乙部会長 (会長挨拶省略)

事務局次長 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

乙部会長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告4件、議案5件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、2番竹内勝子委員、3番沼尾京子委員を指名いたします。

議 長 尚、書記には岡山次長を任命いたします。
日程第2 会期の決定について議題とします。

議 長 総会の会期は、本日１日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認め、総会の会期は、本日１日とすることに決定しました。
日程第３ 報告第１号 農業委員会事務局職員の異動について
議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局長 １ページをお開きください。
報告第１号 農業委員会事務局職員の異動について、報告します。
令和８年４月１日付け異動職員について、新任者に社会教育スポーツ課から岡山貴栄と建設課から上野智佳が、異動となり配属となりました。
次に前任者の沢居次長と、坂本主査が農林水産課へ異動となりました。
以上、報告いたします。

議 長 日程第４ 報告第２号 農地の転用事実に関する照会について
議題といたします。
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 ３ページをお開きください。
報告第２号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。
なお、現地確認は４月２日に、竹内勝子農業委員及び甲地武彦農業委員と事務局職員２名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。
４ページをお開きください。
(受付番号１番について、朗読説明省略)
以上、１件です。

議 長 只今、事務局より報告第２号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑あり) の声あり

蛭名修二 上野久保の地番ですが、現地確認資料の地番と総会資料の地番が
委 員 違いますか、どちらが正しいですか。

事務局長 総会資料の地番が正しいです。

議 長 ほかに、ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり報告済みといたします。
日程第5 報告第3号 農地等の現況に関する照会について議題といたします。
事務局より朗読及び説明願います。

事務局長 5ページをお開きください。
報告第3号 農地等の現況に関する照会について、青森地方裁判所から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。
なお、現地確認は4月2日、竹内勝子委員及び、甲地武彦委員と事務局2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。
6ページをお開きください。
(受付番号1番について、朗読説明省略)
以上、1件です。

議 長 只今、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め報告第3号は原案のとおり報告済みといたします。
日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について議題とします。
事務局より朗読及び説明願います。

事務局長 8ページをお開きください。
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。
9ページをお願いします。

事務局長 (受付番号 1 ～ 2 番について、朗読説明省略)
以上、2 件です。

議 長 只今、事務局より報告第 4 号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、報告第 4 号は原案のとおり報告済みといたします。
日程第 7 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 10 ページをお開きください。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
11 ページをお開き下さい。
(受付番号 1 ～ 3 番について、朗読説明省略)
12 ページをお開き下さい。
(受付番号 4 番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転 4 件です。

只今、事務局より議案第 1 号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑あり) の声あり

蛭名修二 受付番号 1 番の現地確認資料の住所と総会資料の住所が違いま
委 員 すが、どちらが正しいですか。

事務局長 総会資料の住所が正しいです。

議 長 ほかに、ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定しました。
日程第 8 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

- 事務局長 13ページをお開きください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。
14ページをお開きください。
(受付番号1番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転1件です。
- 議長 只今、事務局より議案第2号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、竹内委員より現地調査の報告をお願いします。
- 竹内委員 議案第2号の現地調査の報告をいたします。
15ページから17ページの農地法第5条転用の所有権移転の設定について、4月2日に甲地武彦委員および事務局と現地へ出向き、申請譲受人である代理人立会のもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、青い森鉄道上北町駅より、南東へ約0.8kmの距離にあり、県道折茂上北町停車場線を水明温泉方面に向かいコーポサンパレスの道路を挟んで、向い側に位置し、転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。
現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないとみて許可相当と判断してまいりました。
以上、報告といたします。
- 議長 ご苦労様でした。
只今、竹内委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。
(質疑あり) の声あり
- 鶴ヶ崎委員 この転用地の北側が用水路になっていますが、農業用水路ですか、それとも、生活用水路ですか。
- 事務局長 農業用水路です。
- 鶴ヶ崎委員 農業用水路に土留めとか、法面等の確認をしているか。

事務局長 確認してます。

鶴ヶ崎委員 土地改良区にも転用について、確認されてますか。

事務局長 用水路から、建物に関しては、2 m程度、間隔があります。

鶴ヶ崎委員 転用地は、造成とか盛土をしないですか。

議 長 盛土については、確認してません。

鶴ヶ崎委員 現状のままで、土留めとかしないで法面をつけて、管理するとい
い事ですか。

事務局長 はい。

鶴ヶ崎委員 分かりました。

議 長 ほかに、質疑等ございませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め議案第2号は、原案のとおり許可することに決定
し許可相当として、県知事に意見を送付致します。
日程第9 議案第3号 東北町農業振興地域整備計画の変更案
に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 17ページをお開きください。
議案第3号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見に
ついて、農業振興地域の整備に係る法律施行規則第3条の2第1
項の規定により、東北町長から18ページのとおり照会があった
ので意見を求めるものです。
19ページをお開きください。
整理番号7-4について、朗読説明省略。尚、位置等は20ペー
ジのとおりです。

議 長 只今、事務局より議案第3号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、事務局より現地調査
の報告をお願いします。

事務局長

4月2日に竹内勝子委員及び、甲地武彦委員と事務局2名で現地へ出向き、申請者の代理人が立ち会いのもと現地確認調査を行いました。

申請地の変更内容は、農業振興地域整備計画の農用地区域を地区除外するものです。

変更目的は、農地転用の第5条申請 所有権移転による自己住宅の建築です。

申請地は、東北町役場本庁舎より南西へ約0.85キロメートルの距離にあり、町道347線（町歴史民俗資料館付近から境ノ沢地区方面への通り）に面し、近くには、町民文化センターや南総合運動公園があり、周囲には、10ヘクタール以上の畑を中心とした一団の農地が存している地域です。

申請の事由については、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子どもが大きくなり手狭なため、新たに住居を構えたいと思い土地を探しましたが、なかなか見つからず、現在の住居の近くで、かつ、妻の実家の近くが良いと考え、知人に相談したところ、申請地は、使っていない土地であり、分筆して住宅を建てたいと考え、申請したということです。

土地の選定については、申請地の近くに町道が通っていて、交通の便が良く、公共施設が多く店舗や学校なども近くにあり便利な地域であるためということです。

当該申請地を選定せざるを得ないことから、他の土地をもって代えることが困難であると判断されます。

意見については、以上の点をかんがみ隣接している農地等に影響がないこと、今後の計画が明確であることを総合すると、農業振興地域整備計画の農用地区域内を地区除外することについては、妥当と判断するものであります。

以上、報告いたします。

議長

只今、事務局より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声あり

質疑なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第4号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長

21ページをお開きください。

議案第4号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について、農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、農地中間管理事業の推進に関する法律の第18条第11項の規定により農業委員会の承認を求めるものです。

22ページをお開きください。

(受付番号1～2番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転2件です。

議長

只今、事務局より議案第4号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ございませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 議案第5号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見作成の要請について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長

23ページをお開きください。

議案第5号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について、農地中間管理事業として、実施することが適当と認められるので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による、農地土地利用集積等促進計画案について農業委員会の意見を求めるものです。

24ページをお開きください。

(受付番号1～2番について、朗読説明省略)

25ページをお開きください。

(受付番号3～5番について、朗読説明省略)

26ページをお開きください。

(受付番号6～8番について、朗読説明省略)

議長

ここで、7番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(7番鶴ヶ崎勝也委員 退席)

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 27ページをお開きください。
(受付番号9～10番について、朗読説明省略)

議長 只今、事務局より受付番号9～10番の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ございませんか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認め、受付番号9～10番は原案のとおり承認することに決定しました。
7番鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。
(7番鶴ヶ崎勝也委員 着席)
引き続き事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (受付番号11番について、朗読説明省略)
28ページをお開きください。
(受付番号12番について、朗読説明省略)
29ページをお開きください。
(受付番号1番について、朗読説明省略)
以上、使用貸借13件です。

只今、事務局より議案第5号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
第1回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

